

と畜場での管理状況(5カ国横断表 暫定版)

		日本	アメリカ	カナダ	フランス	オランダ
と畜場での検査 （バイオセーフティ検査）	と畜場での検査	<ul style="list-style-type: none"> 歩行困難牛の生体検査では、すべての牛、めん羊及び山羊について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果とあわせて判断し、当該牛、めん羊及び山羊がTSEに罹患している疑いがあると判断した場合（家畜伝染病予防法第2条に規定する疑似患者に該当。）には、当該牛、めん羊及び山羊のとさつ又は解体により病毒（異常プリオンたん白質）を伝染させるおそれがあると認められるため、と畜場法第16条第1号の規定に基づきとさつ解体禁止の措置をとる 通常と畜牛のBSEスクリーニング検査は、現時点においても全月齢の牛（20か月齢以下は任意）を対象に実施している 	<ul style="list-style-type: none"> と畜場に搬入される全ての牛は獣医師自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査する 中枢神経症状牛・死亡牛・歩行困難牛は食用目的でと畜することが禁止される サーベランスとして30か月齢以上の健康と畜牛の一部や、拡大サーベランスとして歩行困難牛などでBSE検査を実施している 通常と畜牛のBSEスクリーニング検査は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> と畜場に搬入される全ての牛は獣医師自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査する 中枢神経症状牛・死亡牛・歩行困難牛は食用目的でと畜することが禁止される サーベランスとして30か月齢以上の健康と畜牛の一部や、拡大サーベランスとして歩行困難牛などでBSE検査を実施している 通常と畜牛のBSEスクリーニング検査は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> と畜場に搬入される全ての牛について、DDSVの獣医師が歩行状態などを目視で検査する 生体検査において、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等のBSE様の臨床症状を示したものは解体されず、安楽死の後、サンプルを採取してBSE検査が実施される 遺骨と畜牛のBSE検査は、2001年1月から30か月齢超、2001年7月から24か月齢超、2004年8月から30か月齢超、2009年1月から48か月齢超、2011年7月から72か月齢超が対象となっている 	<ul style="list-style-type: none"> と畜場に搬入される全ての牛について、VWAの獣医師が、歩行状態などを目視で検査する と畜前検査において、不安、おびえ、知覚過敏症、運動失調等BSE様症状を示す牛が確認された場合は、と畜場で処理することなく生きてそのままOVIに送られ、安楽死の後、BSE検査が実施される 通常と畜牛のBSE検査は、2001年1月から30か月齢超、2009年1月から48か月齢超、2011年7月から72か月齢超が対象となっている
	圧縮した空気又はガスを畜舎内に注入する方法によるスタンピング	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない
	ピッシング	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の牛の頭部（舌、頬肉を除く）、せき髄及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位） せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の扁桃と回腸遠位部 30か月齢以上の脳、頭蓋、眼球、三叉神経節、せき髄、せき柱（尾椎、胸椎、及び腰椎の横突起並びに仙骨翼除く）及び背根神経節 	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の回腸遠位部、 30か月齢以上の脳、頭蓋、眼球、扁桃、三叉神経節、せき髄、せき柱及び背根神経節 	<ul style="list-style-type: none"> 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及びせき髄 30か月齢超のせき柱（尾椎、頸椎、胸椎、腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼除き、背根神経節含む） 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 	<ul style="list-style-type: none"> 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及びせき髄、 30か月齢超のせき柱（尾椎、頸椎、胸椎、腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼除き、背根神経節含む） 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
	SRMの除去	<ul style="list-style-type: none"> と畜解体時に除去され、と畜検査員（都道府県に所属する公的獣医師）が確認すること等を実施することとされている 衛生的に除去された特定部位は、これらにより食用肉等が汚染されることのないよう専用容器に收容し、と畜場内等での焼却が義務付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉検査官（獣医師含む）が目視によりSRMの除去を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉検査官（獣医師含む）が目視によりSRMの除去を確認 	<ul style="list-style-type: none"> せき柱以外のSRMは、と畜場において専用の器具を用いて除去され、専用のコンテナに廃棄される SRMに該当する30か月齢超の牛由来のせき柱は、食肉処理施設で除去される SRM除去はと畜場における牛の特定危険部位管理指針（SRM GUIDE）に従って行われ、DDVSの検査官により検査・監督が行われている また、SRM除去の方法については、DGAL及びAFSSAIにより検証が行われている 扁桃は舌を切除する際に頭部に残される、頭部への扁桃の残存については、食肉検査官による確認が行われる 回腸遠位部を含む腸及び腸間膜については、内臓摘出後、SRM専用容器に収集、除去は食肉検査官が確認している 	<ul style="list-style-type: none"> SRM除去の確認はVWAの検査官により検査・監督 扁桃の除去は、トレーニングを受けた作業員により実施され、検査官が検査の際に確認 回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は内臓摘出後、トレーニングを受けた作業員により除去され、検査官が検査の際に確認 また、12か月齢未満の子牛等については、扁桃、腸管（十二指腸～直腸）及び腸間膜は上述のEU規則に基づき除去 全てのSRMは除去され、レンジリングまたは焼却処分される
	実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> 吸引器により背髄を吸引し、その後背割り。 背割り鋸は一頭毎に洗浄 高圧水により枝肉を洗浄 枝肉へのせき髄片の付着がないことをと畜検査員が確認 2010年、SRMに係るSSOPの作成については、作成済みが155施設、作成されていないのは0施設。また、155施設全てで、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管していた 	<ul style="list-style-type: none"> 背割り鋸を一頭毎に洗浄 背割り後に吸引機によりせき髄を除去し、枝肉を5～6回温水または冷水等で洗浄する方式が主 せき柱へのせき髄の残存がないことは従業員のほか検査員が目視で確認、枝肉へのせき髄片の付着がないことは、と畜検査員が冷却前に確認 SSOP、HACCPにより手順を文書化し、実施記録を保存している 	<ul style="list-style-type: none"> 背割り鋸は一頭毎に洗浄 背割り後に吸引機によりせき髄を除去し、枝肉を5～6回温水または冷水等で洗浄する方式が主 せき柱へのせき髄の残存がないことは従業員のほか検査員が目視で確認、枝肉へのせき髄片の付着がないことは、と畜検査員が冷却前に確認 SSOP、HACCPにより手順を文書化し、実施記録を保存している 	<ul style="list-style-type: none"> 背割り鋸は一頭毎に洗浄 12か月齢超の牛は背割り前に吸引機によりせき髄を除去することが義務付けられている せき髄除去後に高圧水等を用いた枝肉洗浄は行われておらず、スチームバキュームを実施している 背割り後に、残存するせき髄は作業員により除去され、検査官が枝肉検査時にせき髄が残存していないことを確認している 	<ul style="list-style-type: none"> 背割り鋸は一頭毎に洗浄 せき髄は、枝肉の背割り後、せき柱管から小さな金属製の器具を用いて手作業で除去され、その後、せき柱管は吸引洗浄装置により洗浄する。せき髄除去後の水による枝肉洗浄は行われない せき髄の除去は検査官により確認 全施設においてHACCP導入を義務付け
	MRM	製造していない	製造している (30か月齢以上の牛の頭蓋骨、せき柱については使用禁止) (日本向け輸出用には製造していない)	製造している (30か月齢以上の牛の頭蓋骨、せき柱については使用禁止) (日本向け輸出用には製造していない)	製造していない	製造していない
	日本向け輸出のための付加要件等		<ul style="list-style-type: none"> 日本向け輸出は、EVプログラムを定め、特定の要件を満たした輸出施設のみ輸出可能 SRMは全月齢の牛から除去すること 牛肉などは生産記録に基づく個体月齢証明又は集団月齢証明、もしくは枝肉の格付けを通じた月齢証明により20か月齢以下と証明される牛由来とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 日本向け輸出は、EVプログラムを定め、特定の要件を満たした輸出施設のみ輸出可能 SRMは全月齢の牛から除去すること 牛肉などは生産記録に基づく個体月齢証明又は集団月齢証明、もしくは枝肉の格付けを通じた月齢証明により20か月齢以下と証明される牛由来とすること 		
家畜衛生条件		日本向けの認定施設でEVプログラムに基づいて取り扱われた牛肉及び内臓のみ日本向けに輸出できる	日本向けの認定施設でEVプログラムに基づいて取り扱われた牛肉及び内臓のみ日本向けに輸出できる			
通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導						